

平成30年12月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年12月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年12月11日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年12月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成30年12月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について
産業厚生常任委員会

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
10 番、岡村統正君の発言を許します。

10 番（岡村統正君）

おはようございます。今回の 12 月定例議会で久しぶりの質問に立ちますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

管理型産業廃棄物最終処分場についての質問であります。私が質問するべく通達をしていましたが、尾崎知事が 6 日、県議会で管理型産業最終処分場について、佐川加茂地区が最有力との表明をいたしました。これに対して堀見町長も、地元の理解を前提に受け入れるとの表明をされたわけであります。私が今議会で新たな管理型最終処分場に決まった場合、佐川町長はどう判断するのかを聞く予定でございましたが、決まった場合、町長のそれに対する考えが発表されましたので、後で改めて答弁としてお答えをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、昭和 30 年代から現在までの日本建築の様式変化を私なりに述べさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、私のような建築請負業の職業では、管理型最終処分場はなくてはならない施設であることを述べさせていただきます。

昭和 35 年ごろまでは、日本の建築は木と竹と土と紙とわら、イグサでできていましたが、高度経済成長の中で、より快適な生活環境を求めて住宅の洋式化が進み、新しい建築建材が次々と出てきたことから、これまでの日本住宅様式から洋風スタイルの生活を求めて、まず土間であった台所を床上げし、ステンレス流し台を据え、かまどを LP ガスコンロに変換し、清潔で快適な生活環境を求めて洋式化してきたわけでありまして、それに伴い自然環境汚染が社会問題になりだし、昭和 45 年に廃棄物処理法が施行されました。

しかしその裏で、家屋の解体から出た廃材、あるいは建築現場から排出される残材などは野焼き、あるいは悪質な業者による不法投棄などの事例が後を絶たず、環境衛生的に社会問題になったことは皆さんも新聞またテレビの報道などで認識されていることと思ひ

ます。

これらの社会問題からさらに厳しく処罰される産業廃棄物処理方法が制定され、どこそこの誰邸から出てきた廃棄物、瓦れき等の名前を記し、処分場までの道のルートの写真、廃棄物を確かにこの処分場に処分した写真を記録として残さなければならないようになりましたが、現在では、産業廃棄物管理票、マニフェストを提出しなくてはならなくなっております。

ここの手元に、その本物がございます。こういったものが産業廃棄物処理票というマニフェストでございます。これにはですね、工事名、その工事場所の住所番地、排出物の名目などが細かく記載項目にチェック方式で記載しなくてはならなくなっております。排出した業者名、運搬した業者名、廃棄物を受け取った処分場名等の記載が必要になっております。

そして近年は、新しく現在の家屋はですね、高耐震性に対応した住宅はもちろんのこと、高断熱性、高气密性、火災に対する耐火構造住宅などの様式がございます。

これらの住宅に全ての内部壁には石こうボードが使われておりまして、この石こうボードがなければ、現在の住宅の内装工事はできないわけでありまして。その使用した切れ端、壊した壁の廃石こうボード、実はここに写真がございます。こういった廃石こうボードが現場から出るわけでありまして。そしてカットしたときに出る粉末、また外壁に使われている窯業性のサイディング、この切り捨てた残りがですね、1軒の家から現場でかなりの量が出る。これらを全て中間処理業者がですね、現場に設置している鉄製の箱に廃材として、こういった鉄製の箱が現場にあるわけでありまして。これは中間処理業者が設置してってくれるものですが、これに入れておくと、満タンになると中間処理業者が引き取って行って、次の新しい箱をそこに据えてくれるといったこととございます。こういった新築等の場合はですね、現場に3箱ぐらひは必要であろうかということで、現実にそういったことを行っていております。

そこで中間処理業者は、これらの中身を石こうボード、廃石こうボード、焼却できるもの、粉碎して処分できるもの、あるいはリサイクルできるものに選別をして、瓦れき焼却灰、石こうボードの粉末、外壁サイディングなどを粉碎したものを最終処分場に搬入していくわけでありまして。

当然、家屋の解体現場、個人家屋の耐震工事、リフォーム等の工事現場、公共工事建築場では必ずこういったものは出てくるわけがあります。こういったもの全てをですね、リサイクルに回れば、それに越したことはございませんけれども、現状ではなかなか難しい問題があらうかと思います。

私たちも、日高のですね、管理型最終処分場の見学をしまして、場内の奥のほうに積み上げられている廃石こうボードがトン袋に入れられ、かなりの面積を占めているさまを見させていただいたわけですが、それを見まして改めてやはり必要な施設と感じたところでもあります。

そして、そこで説明を受け、しっかりと管理をされておることと、場内の水も全て回収再生処理をされており、水道水よりもきれいだとの説明もございました。

こういった説明を受け、日高村は既に、受け入れられてから数年の実績があり、これまでの操業実績と積み重ねられてきたノウハウをもとに新たな最終処分場はよりいいものができるかと確信をするところでもあります。

私はこれまで仕事で経験してきたことをもとに、なぜ必要かを述べてきましたが、町長も1級建築士の資格でこれまでにお仕事をされてきた経験があることから、建築設計の段階で、当然廃棄されるであろう建築廃材にも精通しておられることと思いますけれども、私のこれまで述べさせていただきしました内容と、改めての処分場の受け入れに対して、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。岡村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

佐川町民も含めて高知県民、さらには日本国民、世界中の人がですね、今、豊かな生活を享受するためにいろいろ新しく発明されている技術であったり、材料であったり、を使って幸せで豊かな生活ができてるんじゃないかなあというふうに思っております。

岡村議員の話の中でも、新しい材料が発明されて使われるようになって、廃棄されるものも増えてというお話ありましたが、人間が科学の力を使って新しくつくった材料をですね、素材、そういうものが全て今リサイクルができていないという状況に、人間としてで

すね、我々は直面をしております。

将来的には、全てのものがリサイクルをできる、そういう社会になればいいというふうに私は心から思っておりますが、現時点で、私たちが豊かな生活を享受するために、全てのものがリサイクルできてないという状況におかれましては、このような管理型の最終処分場は必要な施設であるというふうに考えております。

高知県におきましては、現在、日高のエコサイクルセンターがありますが、あと数年でいっぱいになると、満杯になるという状況の中で、現時点では高知県内にこの施設をつくらなくてもいいという判断はないということで、高知県のほうも判断をされて、今回の選定の流れになっているというふうに理解をしております。

先週6日に尾崎知事のほうから提案説明がありました。佐川町加茂が最有力だというお話を受けて、これまでの選定経緯、最終的に3つの候補地から選んだ過程での説明を受けまして、私はその選定に関しては全く異論がないと判断をいたしました。

この高知県の佐川町加茂が最有力であるというその判断をです、私はしっかり尊重して真摯に受けとめたいと、そのように考えております。以上です。

10 番（岡村統正君）

町長の確たる信念のもとで取り組んでいくという意思を受けとりましたが、私は7日の県の説明は、佐川町に決まったと感じるところでありますけれども。今後はですね、地域住民に対して十分な説明がなされなくてはならないと。そして説明をし、御理解をしてもらうことが大事なことと思うところであります。

ここから先はですね、多分、そしてまだその随分先のこととなるかと思っておりますけれども、協議が進んでいけばですね、今後は佐川町に対して地域振興対策費の助成があることは、日高村の例を見ても明らかであります。

佐川町は、ほぼ地方交付税に頼る年間予算の中で、そういった地域振興対策費の予算で、地元の加茂地区の振興対策として計画を行い、佐川町のさまざまな事業と活性化対策、ハード面、ソフト面などの事業等に活用するようにし、日高村のですね施策などを参考にしながら、佐川町全体の振興対策を考えていくようになると思いますけれども、まだこれに対しての具体的な考え、答弁は、当然今の段階ではできないと思っておりますけれども、できる範囲でお答えできれ

ばお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点ではまだ、県のほうとしましても、佐川町加茂を最有力ということで、決定をしている段階ではまだありません。いずれにしましても、佐川町の住民の皆さん、特に地元の皆さんは、不安に思われている方もたくさんいらっしゃると思います。

私がこれまでに聞いた話の中にはですね、やはり、施設ができたときに雨水の処理が大丈夫かと、あそこの候補地となつてるところに施設ができたときに、今よりも、山に降った水がですね、下のほうに勢いよく流れてくるのではないかとということを心配されている方もいらっしゃいます。きのう、橋元議員からもお話ありましたが、ボーリング調査をした結果について心配をされている方もいらっしゃいます。

そのような、皆さん、不安の声もありますのでですね、今後、県のほうで、この県議会終了後、どのような決定のされ方をするのか、まだ私も聞いておりませんが、県の一定の決定の中でですね、今後の対応をしっかりと進めていきたいと。そのためには、そこで一番大事なのはですね、住民の皆さんの声をしっかり受けとめて、不安がないようにですね、不安を感じなくてもいいように、しっかりと説明をして、住民の皆さんの声に耳を傾けて対応していくことが一番大切だというふうに考えております。

また、岡村議員から話のありました振興策ということにつきましては、まだ最終的に佐川町に決まったという段階ではございません。現時点では具体的に振興策については特に、庁議等で協議をして検討したわけでもございませんので、現時点では答弁を差し控えたいとそのように考えております。以上です。

10 番（岡村統正君）

ありがとうございます。なかなか、この振興策いうたら随分先のことと思いましたが、やはり、話が進んでいく段階、そして御理解をしていただいて、地域住民の方の御理解を得て、それから先は、多分こういったことにつながっていくと思いますので、そのときは我々議会といたしましても、ともに、振興策については考えていきたいというふうに考えております。まずは地域住民の皆さんへの説明を十分していただきまして、真摯に対応しながら前進する

ことを強く望むところでございます。

そういったことで、私の質問は 1 項目だけでございましたけれども。最初の、町長どうしますか、決まった場合は、ということで伺う予定をしておりましたけれども、出鼻をくじかれたというようなことでございまして、内容的に随分変更を余儀なくされました。そうということで 1 問でございましたけれども、真摯なお答えをいただきまして、ありがとうございます。これで、私の今議会の一般質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、10 番、岡村統正君の一般質問を終わります。

引き続き、11 番、中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

おはようございます。岡村議員が思惑より早う終わりましたので、心の準備を今してるところでございすけれども。議長の指名によりまして、11 番議員、中村卓司の質問をさせていただきたいと思ひます。平成 30 年 12 月の議会ということでございまして、今議会はですね、平成といわれる時代の最後の質問ということになろうかというふうに思ひてございまして、30 年 12 月議会の質問をさせていただきたいと思ひます。

平成ということで最後でございすので、森議員の中でもですね予算ということなんかも、この 12 月議会でございすので、いろいろ関連する時期でもございす。そして、先ほどの岡村議員からも産業廃棄物、こういった問題も来年の課題として大変大きな問題でございすけれども。私の質問は、今まで堀見町長がやってこられた事業につきまして、今後どのように展開するかということについてですね、3 点ほど質問をさせていただくことにしております。

1 点目が病後児保育についてでございまして、2 点目がぐるぐるバス、そして 3 点目が夢まちランド、この 3 つともですね、町長が今までやってこられたというか、夢まちランドにつきましては社協なり福祉課なりの懸案でございすけれども、あったかふれあいセンター、集落活動センター、そういった傾向につながるものだと思いますので、町長が今までやられてきた課題の 3 点につきまして、先ほど申し上げましたとおり、今後、どのようになっていくかについて質問をさせていただきたいと思ひます。

まず 1 点目の病後児保育でございすけれども。質問は病後児保

育についてということで、私のほうから質問をさせていただいておりますけれども、本来なら、病児っていうこともこれに当てはまるかと思imasuので、質問内容には書いてございませんでしたけれども、病児、病後児保育についてですね、質問をさせていただきたいと思imasu。

この質問につきましてのきっかけはですね、ある方から、病後児保育、利用しにくいよねっていう声を聞くことによりまして質問につながったわけでございますけれども。まず最初にですね、その今までの現状、この事業の現状と利用状況、実績についてですね、課長のほうから説明を願いたいと思imasuので、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えします。病後児保育の現状ということですが、病後児保育についてはですね、平成28年6月から事業を実施しております。

事業のですね、実施に至る経緯なんですけど、平成25年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケートで、回答した保護者162名のうち病児・病後児保育の施設があれば利用したいというのがですね、56.8%ということで高かったの、まず最初にですね、病後児保育のほうを設置してます。

現在のですね、実績というところなんですけど、利用実績はですね、28年度、これは28年の6月からやってますので、28年は利用者はありません。29年度は1人、延べ2日利用です。平成30年度は1人、延べ1日の利用実績ということになっています。以上です。

11番（中村卓司君）

鳴り物入りというか、56.数%の方が、アンケートでは、あったらいいねという希望をなされていたにもかかわらず、28年は、始まったばかりでゼロ、29年度は1人、30年度は1人ということで、非常にびっくりする数字が出たわけでございます。報告されたわけでございますけれども、そういった観点のなかで、利用しにくいっていうところがあるなかで、私のほうからその耳に入ったわけだというふうに思っております。

少し重複をしますが、課長のほうから報告のありました、何年度から始まったというふうな事業の中で、重複すると思imasuけれども、私のほうから少しですね、私のほうからも経過について

述べさせていただきたいと思います。

先ほど報告ございました子ども・子育て支援事業、平成 15 年の 7 月に国会です、次世代育成支援の推進法というのが制定をされた、それを受けて 17 年に佐川町次世代支援計画が制定されて、1 期 5 年、2 期 5 年、10 年ということが経過をなされたわけでございます、その計画が実施する内容を地域の声という形でですね、アンケートをとったわけでございます。

アンケートをとりますと、56%、先ほど言われた数字、希望がなされた。それを受けてですね、ぜひ、当時の町長もですね、実施をしたいというふうなことがあったわけですが、なかなかその問題がありまして、課題、問題があって実施ができなかったという経過があります。

しかし、現堀見町長が、佐川町の総合計画を作成するなかで、病後児保育、これくらい数字があるとぜひやりたいというなかで、高北病院の医師住宅を 1 つを改装されて、この事業が始まったというのが、先ほどの年度の経過報告でございます。

しかし、先ほど報告がございましたとおり、大変少ないということからですね、私のほうに、使い勝手が悪いというふうな話が、聞かせていただいたわけでございますけれども。課長の主観でも構いませんけど、この希望のあった割には実績が少ないという原因というか、何がというふうに思われることがあればですね、聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。利用実績が少ない原因ということなんですが、一番最初にですね、アンケート調査をしたときはですね、病児保育だけではなくにですね、病児・病後児保育施設があったら利用したいかというのがですね、56.8%ということで高かったわけです。

当時ですね、病児・病後児保育の、できるかできないかというところを模索をしたわけなんです、まず病児保育でございますが、実施主体は市町村、佐川町になります。事業をですね、医療機関等に委託して実施するということになりますので、高北病院とですね、協議を行いました。その中でですね、3 つのことで実施、病児保育についてはですね、実施となりませんでした。

1 つ目がですね、病児保育を利用する当日はですね、医師の診察を受けて利用が可能であるかの判断を行う小児科医が、週 1 回金曜

日の午前だけの診療であるということ。ここです、もしおれば、いつでもおれば利用ができますよというような医師の同意がもらえるわけなんです、もらえないと。それから2つ目は、院内に病児保育を実施するスペースの確保ができないと、というのが2つ目。それから3つ目は、病児の看護を担当する看護師等の、利用児童おおむね10人につき1名以上配置することが必要となっていますが、利用日が確定しないためにローテーション勤務の看護師を出すことが難しいこと、などから、病児保育の実施には至っておりません。

次に、病児保育ができなかった、病後児保育については、緊急時に連携病院であります高北病院からサポートしてもらえ、という体制があれば、保育士2名の配置でも実施できる病後児保育を、健康福祉課で実施することにして、高北病院の、先ほど言いました旧院長公舎を改築して、受け入れを開始しています。

そういったところで、1つ目の、原因、利用実績が少ないというところのなかでは、病児はやってない、病後児だけであるというのは1つです。

それから、ほかに、病後児保育であっても、子供を見る人が要る。保護者が仕事を休めるなどの、環境があって、子供を見ることができる、あるいは近隣に、祖父母が住んでおいて、預かってもらえる。それから中には、体調の悪い子供さんを初めての環境のところへちょっと預けるのは不安とか、あとちょっと料金の問題とか、そういったことは考えられるのではないかと考えています。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。先ほど説明がありましたとおり、病児と病後児とがあって、それぞれの問題があってできなかったということですが、少し整理をしたいと思います。

そこで、病児であればもう少し対応ができれば、利用者がいたのではないかと、いうふうなこともございましたので、病院事務局長に、病院内で、現在はやられていない、やられない条件も聞きましたけれども、県内で、病児について実施をされている事例があれば、報告を願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。中村議員、お答えさせていただきます。県の調べでは、本年 3 月 1 日現在、病児保育にかかわっております医療機関、県内で、高知市に 4 つ、安芸市に 1 つとなっております。この中身、高知市の 3 病院が高知市から委託を受けて行っております。また高知のうちの 1 保育園が実施しておりますが、その保育園の協力医療機関になっておるクリニックが 1 つございます。さらに安芸市の 1 つの医療機関でございますが、こちらは安芸市と芸西村のほうから委託を受けて実施されておるようでございます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。高知市に 4 つ、安芸市に 1 つというに 5 つということでございますんですが。この病院、私もネットでちょっと調べましたですけども、これ以外にも、たくさん、それ対象となるところは、病後児も含めてですけども、ネットで調べてみますと 50 ぐらいあるんですが、事務局長から御報告がございましたこの 4 つ、1 つ、これは、公立病院ですかね。それとも私立の病院なんですかね。その内容を少し聞かせていただきましょう。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

これは県の調べ、県のホームページの 3 月 1 日現在を見ておるわけでございますが、これは全て医療法人になっております。公立病院はございません。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。少しもとに戻します。田村課長のほうから御報告のございました先ほどの数字でございますが、利用ができてないという小わけでございますね。これがね、27 年の 3 月の、課長にも資料をいただきましたんで、御存じだと思うんですが、そのときのアンケート調査ですね、28 年ですから、まだこれやってないとき、やってないときに調査をされております。

病児・病後児保育施設を利用しなかった理由ということで、子供を預かる人がいたというのは 50%、町内に病児・病後児保育の施設がなかったためというのが 39.3%、そして、制度をよく知らなかった 25%、病児・病後児を他人に任せるのが不安だったというような、こういった内容で、17、12%というのがあって、いわゆるまだ施設のなかったときのアンケートの数字でございます。

けれども、実施がなされても、何度も繰り返しますけれども、非常に少ないと。原因は何かということで、いろいろ考えてみますと、病院では病児保育というのが現実は無理だということの答えだったと思います。

病後児保育ができたときにも、いろいろ言っていましたけれども、御父兄が困っておられるということの数字ですが、そしたらですね、どれくらい、その対象者になるかというものを、私、現場に行きまして調べさせていただきました。

坂本議員さんなんか保母さんをされておりましたんで御存じだと思うんですけども。この間少し、若草保育園それから黒岩、公立の関係、私立の関係がありましたので、2つの園だけでしたけれども。毎日、若草保育園では105名の定員に対しまして5人か6人、毎日休んでいるそうです。それから黒岩の保育園では、1名ないし2名は毎日、これは36名の園児らしいですけれども、1人、2人。そしてことはインフルエンザが少ないんで、非常にこの数でことは行ってるけれども、去年は大変でしたということでございました。

全園は回っておりませんので、そしたら佐川町の園児、どれくらいかということで、きのうお聞きしますと、400名ぐらい。7園で400名ぐらい。かつちり数字はわかりませんが400名ぐらいおいでるそうです。先ほどの数字を当てはめてみますと、これ、105名で5～6名ですので5%ですよ。それから、36名に対して1～2名ですので5%ぐらい。

となると、400人に5%を当てはめますと、20人ぐらいの御家庭が毎日休まれているということになります。そこで、何とか子供さんを見てもらうところを父兄は探すわけですが、現在のところ、親御さんに頼んだりすることがあるかもしれませんけれども、現実には困っている方は必ず出ているはずですよ。

それが年間に1名とかいうのはですね、利用勝手が悪いからそうなってるというような意識が私にありますけれども、課長、どうですかね。その点、私の利用勝手が悪いという声を聞くのは、そうじゃないよということがあるのか、そうだというのがあるのか、原因も少し述べていただきましたけれども、その辺の意識はございますかね。いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。利用実績が余り伸びてないのは、ちょっとほかのところ、まあ言うたら5%であれば、ちょっと少ないんじゃないかというような質問なんです、実際に利用するときに、こういった形態の方がですね、利用したいということで上がってくるかわからないんですが、その5%の方についてもですね、必ず病後児保育をせんといかんという人ではない可能性もありますので、今のこの実態の数字がですね、多いか少ないかというところだけで判断というのはちょっとわからないんですが。

近隣ではですね、日高村さんもですね、病後児保育はやってますが、余り、その数字的には上がってこないというところは聞いてます。無理してですね、家で見てるということも考えられるんですが、無理をしなくてもですね家で見るということも考えられるんじゃないかというなかではですね、この数字が非常に少ないか多いかというのはちょっと今、私の中では判断はちょっとつきません。以上です。

11 番（中村卓司君）

道義的にいうと、本来ならば親御さんが職場を休んで、子供さんを面倒みたり、それからお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんがですね、見るっていうのが、子供さんのためにはいいとは思いますが、そうやって努力をされている原因もあるかもわかりません。ただ、どうしても必要になっていう方が年に1人ではですね、ないと思うんで、何らかの原因があらうかと思います。

そこでですね、私なりに、その方も含めてですね、私に申し込みをされた方も含めてですね、1つの原因が、登録制で、一応手前に保育園なりにですね登録をしておいてもらわんといけませんというような規定ではないですけども、そういった縛りがあるというようなこと、そして病後児ですから、病気の時にはもちろん保育へ通いませんけれども、病気を治してもらわんと預けれんというふうな内容もあったりするということがあると、必然的に、もう自分たちで見るというふうなことがあらうかと思いますけれども。

その1～2点について、登録をせんとあかんのかっていうふうなことの縛りが厳しいのかどうかということと、その病気を治してからじゃないと、病後児は受け入れができんのかという、その点を、2つ、お答えを願います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。登録制ではないといけないかという御質問なんです、この病後児保育についてはですね、補助事業でやってますので、制度的にですね、先に登録をしてというのが補助対象の要綱の中になってますので、登録制というのはこれをやっていくということになります。

それから、病気を治してからではないとだめなのかというわけなんです、これにつきましては、病後児保育を利用する場合はですね、先ほど言いましたように、一番最初、原則、登録をしていただいてですね、それから病気後、まあ言うたら病後児ですね、病気後ですね、すぐに、じゃあ登録をしたから利用したいということで行って利用できるかというたら、そうではないんです。

中にはですね、感染症なんかの病気に感染している方についてはですね、そこが一定、感染しないということが判断できた後じゃないとですね、受け入れできなくなってますので、登録をしてもうて、なおかつですね、病院、医師のほうにですね、診療情報提供書の、そこを利用しても構わないよという同意が要るようになってます。それがないと、みんながばっと来てしまうと、本当にその病気が軽い人が別の病気にかかるとか、そういったことがありますので、そういった制度ということになっています。以上です。

11 番（中村卓司君）

わかりました。そういったことの、どうしてもやむを得ん事情もあるかということの条件にもなっているようでございますけれども、いずれにしてもですね、何らかの解決方法を見出せない、このままではですね、せっかくこのつくったものが、内容が貧弱なものになっていこうかというふうに思いますので、もう少しやっばり改善できるところは改善をしていくことが必要だと思います。

ここでこれをということの御提案なりというのはできませんけれども、今後ですね、そういうことに対して、問題があるのなら解決方法をですね、行政の中でですね、ある程度考えてほしいというふうなことを、私のほうから希望をしておきます。

そこでですね、もう少し踏み行っただ話をさせていただきますと、今、その対策に関連をしてるこの病後児・病児保育に関係をするということの機関は、例えば、高北病院、病院は全てですけども、清和でも高北病院でも、それから久保田クリニックでも、ある関係の病院というものはかかわってこようかと思うんですね。そして、福

祉課、今直接関係をされてる。それから考えますと、例えばNPO法人、を立ち上げてやってるところもありますよね。そういったところでやるとかですね、民意の力を借るという方法も、これからは考えられていきますけれども、そこまで発展していきますと話が大きくなりますので、現実の問題を少し掘り下げていきます。

今、福祉課で対応されているということですが、大変御苦勞なされているというふうな話も聞きます。といいますのは、1名の方なんですけども、その方が来られた場合に、そして登録をされているその病後児保育を見る保母さんの多分OB、保母の免許を持っておられる方と思うんですが、その人をお頼みし、対応してるということなんですが、なかなかそれができないということで、坂本議員も時々話が来てですね、やってくださいという話があるそうでございます。

そこでその苦勞をですね、少しでも軽減するために、私なりに考えてですね、現場の保育園の保母さんに、その対応を頼んだらどうかという話を現場にお話しをしました。ところが、そんなこととても無理、もう私ら、これいっぱい、それに呼び出されてやるじゃあとても無理というなかで、福祉課のほうからそういう話を現場の保育園にお話をされたそうでございますけれども、とても無理と。何で無理かという、現場の人数が少ないということなんです。

それはですね、保母さんになり手がいない。もう全国的なことなんですけども、政府もそれを受けて保母さんのお給料を上げるというような方向も動いておるようでございますが、まだその現実にもなっていないと。けれども、民間のその保育園には、割と手厚い保護がなされておりまして、今回の補正予算の中にも出ております。1,500万ですかね。1,500万というのがなされまして、同じ、ステップアップ的なことをですね、努力をされているにもかかわらず、そういうふうな現状です。

というのは、公立の病院に、保母さんが集まりにくい条件がますます加速をするわけです。森議員の質問の中にも、それから坂本議員のずっと前にも、いつも保母さんの給料を上げてあげて、臨時さんも上げてあげて、そして保母の数を確保する。そうすると、この病後児保育のときに、もしものときにその方を雇ってこれるということになりますよね。

私なりに考えて、その私立の病院には、行政からのお金っていう

のは入っていきませんので、方法としては一般財源から補てんをするしかないというふうなことでございますが、ぜひですね、その臨時職員さん、保母さん、特別職でございますので、ぜひですね、直接に申し上げますと、給料を上げてほしいというふうに思っておりますけれども、その答えがいただければ。課長に言うよりも、町長のほうがよろしゅうございますかね、そういうふうな対応をとっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。民間の保育所と公立の保育所、まず正職員の皆さんの給与の比較をですね、細かく私がしたわけではありませんので、正確なことを言えてないかもしれませんが、一般的には公立保育所の正職員の保育士さんのほうが処遇はいいのではないかなあというふうに思っております。

先ほどお話がありましたように、臨時職員さんの給与の件につきましては、32年度から始まります会計年度任用職員の中でですね、しっかり検討していくということにしております。

ただ、今、健康福祉課長のほうからは、保育士の臨時職員さんの給与についてはですね、できれば、今年度の庁議の中で協議をしたいということで準備をしておるということも話、聞いてますので、準備ができ次第、しっかり庁議の場で協議をして検討したいというふうに考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。中身はですね、役場の職員さんでございますので、正職員は役場の職員さんと同じ処遇、けれども臨時職員さんも臨時職員さんの同じ処遇の中で、頭8千円という形で、上がらないというのが現状でございますことが、特別に、先ほども言った努力もして、それなりの仕事もなさっているということでございまして、町長からお答えいただきましたので、お話し合いがなされるということでございますので、ものすごく大きな期待を持ってですね、よろしくお願いしたいと思いますので、そのことを述べまして、私のこの第1問目の質問は終わりたいと思います。

なお、つけ加えておきますと、重ねて言いますと、病後児保育につきましての今後の方向性をですね、解決せないかん方法が必ず出てきますので、ぜひ、その検討もしていただくことをこの場からお

願いをしておきたいと思いますが。検討をしていただけるかどうかだけを確認したいと思いますが、課長、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

今ちょっと利用が少ないというなかですね、登録数、まずですね登録をせんといかんというなかではですね、今のなかでもですね、できることはやっています。平成 28 年は登録は 11 名であったんですが、平成 29 年、30 年とですね毎年 4 月の段階で、保育所とか小学校のほうに、保護者に対して登録してくださいということでチラシなんかも配布して、29 年はですね 46 人に増え、30 年度は 66 人に増えてます。また、それ以外にも、広報なんかでですね周知なんかもしてますので、こういったことでちょっとでもですね、利用につながるように、今後も課の中で検討をしていきたいというに考えてますので、よろしくお願いします。

11 番（中村卓司君）

本当の意味で前向きということで、よろしくお願いしますをお願いします。

それでは次の質問に移ります。

ぐるぐるバスの現状と、今後の継続可能なのかということについて、質問をさせていただきます。

町長がいつもですね、報告の中でこのことも大変詳しく報告がございまして、私どもも、今回の質問もですね、答え出てしまったかなというふうな思いもありますが、改めてですね、質問をさせていただきますのは、先ほど申し上げましたとおり、継続可能なのかという数字が大変心配でございます。

9 月議会の町長の報告でですね、5 月が 673 名、5 月ですよ。それでいきますと 1 路線が 1.7 人。6 月が 605 人で 1 便当たり 1.6～1.7 人。7 月が 697 人で 1.85 人。そして今回の報告から次の 8 月、714 人で 1 便当たり 1.84 人。そして 9 月がちょっと下がりました、548 人、1 便当たり 1.69。10 月が 765 人で、一番増えておりまして 2.18 人。というところで、10 月の 1 日から回数券が 50 円の 24 枚組みが 58 セット出たという報告でございます。

自分なりに、数字見たらなかなかわかりにくいので、グラフに勝手にしたんですが、0.1 人なり 0.2 年りの増えてるのがどれくらいの実績の大きさかということにはつながってきますけれども、なかなかちょっと、ぐんとは上がってないなという印象ですけれど

も。

去年の 12 月に、数字がですね 427 人で、1.18 人という数字からいうと、かなり上がったかなと。1 年まだたってませんけれども、ことしの 10 月で 2.18 人ですから 1 人分増えてる。倍ですね。増えてるのでかなり増えてきたなというふうなことも感じられますけれども、この中で報告ございました。地域公共交通会議で協議をなさるということがありますんですが、その中で協議をなされて改善をされたという点は何点かあろうかと思いますので、どういった点をですね、変えようか、路線も含めてですね、話し合われたと思いますけれども、その内容を少し聞かせていただきたいと思いますので、どなたですかね。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。中村議員の、ぐるぐるバスのことについてお答えをさせていただきます。このぐるぐるバスについてはですね、昨年の 10 月から本格運行ということで始めておりますが、丸 1 年かけて、ことしの 10 月にですね、1 回目の大きな見直しをしております。

その点について、主なものを少しお話しをさせていただきたいですが。1 つはですね、中心部を回る、これ路線名中心部ぐるぐる線というふうに呼んでますが、これについて、これも含めて全路線について、今まではですね、運行時間については朝から夕方にかけて 10 時間程度の運行時間を取っておりましたが、利用の実績を見ますに、昼間の利用が多いということで、そちらにダイヤをですね、昼間、午前中も含めてですが、それに合わせるような形でのダイヤ改正をしております。

それが 1 点と、あとは具体的には各路線について、細かい経路といますか、これについてももう少しここに入ってもらいたいというところがありまして、例えば加茂地区についてもですね、宇治谷地区というところがございますが、そこにも経路を延ばして入るようにしております。

それから、先ほど中村議員おっしゃいました回数券の取り組みについても 10 月から始めております。

あとはですね、そういった主なものをですね、それが、この 1 年間かけてさまざまな住民の皆様、それから運転手の現場の方々の御意見を踏まえてですね、一つ見直しに反映したということが、今の

見直しの実績ということでございます。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。少し、私のほうが忘れたことがあります
が、最低何人乗らないと、この事業終わりますよというた数字があ
ろうかと思いますが、それをもう一度聞かせていただきたいという
ことと、この事業もですね、国なり県なりの補助の関係が大変多く
絡んでいるんですけども、継続を、可能なかということで、最初の、
冒頭で申し上げました。この順序で行くと、永遠にと言うたら語弊
がありますけれども、どこまでこういった国、県に頼った内容で続
けていけるのかという可能性をですね、お聞かせ願いたいと思いま
すが、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。1 便当たり 2 名というのが国から補
助金をいただく、国庫の補助金をいただくときの基準になっており
ますが、それが確保できないから、上がそもそも成り立たないとい
う説明は、執行部としてはしておりませんので、そこだけは御理解
をいただきたいなあとというふうに思っております。

この国庫補助金につきましては、ぐるぐるバスで運行していくな
かで上限があります。全ての路線 2.0 以上になったとしたら、その
上限は圧倒的に上回っております。そういう前提もありますが、今
年度の運営経費につきまして、概略を御説明をしますと、予定す
けども、総額が今 3,500 万です。そのうち、1 便当たり 2.0 をクリ
アをするというなかで、佐川町の規模で、国から明示されてる上限
がですね 430 万ですね。この上限は今年度達成をするという見込み
であります。また使用料、運賃収入ですね。これ 120 万を予定して
おります。

支出見込み額から国庫、いただける国庫補助金、また運賃収入を
引いたものが一般財源ということで捻出をしなければいけません
が、そのうち一般財源のうち 80%は特別交付税で措置をしていただき
ます。その金額が約 2,300 万円です。町として単独で、町単費で
ですね、支出する額が 630 万ということで、今、今年度の予定を算出
しております。

ですから、国としても、この地域公共交通、自分で車を運転でき
なくなる人、なかなか移動がままならない人は今後増えていくとい
うなかで、国としても、公共交通をしっかりと地域で考えてほしいと。

ただ、やはり多くの人にできるだけ乗っていただけるように努力もしてほしいというなかで、佐川町も今、これだけ小さい自治体ではなかなか珍しい取り組みということで国のほうでも、四国内で、佐川町ではこういう取り組みをしてますということで、紹介もしていただいておりますが、今、一生懸命ですね、努力をして乗客数も増えておりますので、またいろいろな、出かけたくなるような仕掛けも今後考えていってですね、しっかりと継続して持続して、このぐるぐるバスを運営をしていくということを考えておりますので、また御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

国のほうの助成ってというのが、割と、割とと言うと語弊がありますが、すけど、少ないと。一般財源、それと、それなりに還元ができてもらえるということで、町単独出だすのは少ないということで、そのことで継続をですね、可能な限りずっと続けてもらいたいし、それもバス乗ってる方も増えてる、まずは高齢化で免許証を返納したりという方もおる中でバスを利用するよという声も聞くなかでございますので、ぜひですね、仕掛けもしながら、それからこれからの時代でございますので充実したぐるぐるバスの運営をできますようにですね、行政のほうの力も尽くしていただきたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

この質問については以上でございます。

最後の質問に移ります。夢まちランドの方向性についてということで質問をさせていただきますが、この質問はですね、何回もですね、私のほうから、前回、前々回も含めてですね、質問をさせていただいております。

佐川町には、斗賀野、尾川、黒岩、加茂、集落活動センターというのがあってですね、ましてあったかふれあいセンターとして、それぞれですね、地区で特色ある形で立ち上がっているのが現状でございます。そして佐川町の中心部に、それというふうな、近いというか、活動をなさっているのが夢まちランドであります。

夢まちランドも立ち上がりまして数年たちましたけれども、全員がボランティアでやっているということで、ほかのあったかふれあいセンターとはですね、少し形が違うなかで、ちょっとしんどくなっているというのが現状だと思います。

この間、総会の資料、町長も出席しておられたようでございまし

て、挨拶もしたということでございます。来賓の名前もございまして、大野辰哉君も出席された、違いますかね、そうなんですか、名前で、そしたら目次だけで、まだ行ってなかったかもしれん。読む予定の資料だったかもわかりませんけど、総会の資料がありまして、その内容で収支決算見てみますと、赤字にはなってないんですよ。社協がですね、ある程度その電気代とかいうものを負担をしている関係で赤字にはなってないんですけども、人的フォローをしてあげないと、少ししんどくなっているんじゃないかというふうな現状も見受けられるわけでございます。

そこで、前の議会です、社協、福祉課、そして夢まちランドのメンバーさんとですね、話し合いをしてですね、夢まちランドの希望をされる方向もあるし、そして行政からのやってほしいこともあるということのなかで話し合いをしていただきたいというお話をして終わっております。

そこで、その話し合いがですね、なされたと思いますけれども、その経緯をですね、まず、お聞かせを願いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。6月議会のほうで答弁しましたとおり、行政としても、佐川地区にですね、あったかふれあいセンターの設置は必要というに考えてます。また、町長のほうから答弁のありましたことについてですね、健康福祉課と町社協、そして佐川夢まち協議会の三者で話し合いの場を持ってですね、今後のことについて話し合いをしてくださいということで、何度か検討をさせていただきました。

その中でですね、佐川夢まち協議会があったかふれあいセンター事業の実施に向けてですね、まず来年度の予定になりますが、集落支援員を配置してですね、住民活動サポートや人の輪づくり、共助の意識づくり、組織づくりなどを行うように考えてます。

この中でですね、この取り組みの中でですね、住民生活ニーズや足りてないサービスなどを把握して、佐川地区にですね、必要なあったかふれあいセンターの検討をしていきたいというふうに考えてます。以上です。

11 番（中村卓司君）

ということは、話し合いの中で、あったかふれあいセンター、も

ちろん6月にもお答えいただきましたけれども、それをやる方向でということですので、そのやる内容につきましても後で聞きますけれども。現在、その斗賀野、尾川、黒岩、加茂、それぞれの人員配置をなされておると思うんですが、コーディネーターなりボランティアさんなりのスタッフ、臨時職員でのスタッフということがあろうかと思いますが、その人員配置というのは現在どうなってますかね。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。あったかふれあいセンターのですね人員配置については、1つの拠点に対してコーディネーターは1人役、スタッフは2人役が基本というふうになっています。ただしですね、地域の実情や事業規模等の事情がある場合はですね、増減のほうも可能となってまして、この場合は県との協議が必要となっております。

佐川で4カ所やってます、まず斗賀野のほうですが、コーディネーターが1名、スタッフが3名です。尾川と黒岩はコーディネーター各1名、それからスタッフも各2名です。加茂のほうはですね、コーディネーター1名で、スタッフは3名なんですが、人役でいうと2人役になります。スタッフ3人のうちですね、1人役のスタッフが1名、それから0.5人役のスタッフが2名ということで、人役でいうとスタッフが2名ということになっております。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。そこでですね、現状がそういうことで、それにどういうふうに夢まちランドというものの位置づけできるかということの目安になった感じじゃないかと思えますけれども、その話し合いの中でですね、福祉課、社協なりに、夢まちランドに対してですね、こういう内容でやってもらいたいよということの内容が、そちらのほうの説明というか、こうやってやってもらわいかんという内容があったと思えますし、夢まちランドのほうからはですね、それに対してどうなのかというそのキャッチボールがなされたと思うんですが、当然、このコーディネーターなり臨時職員なりの配置っていう話はですね、されたと思うんですけど、そこの辺の内容を詳しく聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。あったかふれあいセンターのですね、中身、内容についてのですね詳しいところについてはまだ話していません。今

話しているのはですね、来年度ですね、まずあったかふれあいセンターを実施するですね前提としまして、その手前でですね、旧佐川地区の中心街のですね、地域にこういったニーズがあって、こういったものが足りてないのか、そこでですね、そこにどういうことを手助けしたら皆さんがですね、生き生きと暮らせるような施設になるかということをですねやっていくために、まず来年度はですね、集落支援員のほうを配置をしまして、先ほど言いましたようにですね、住民活動のサポートをさせていただいたりですね、人の輪づくりをしていくということになります。

直接ですね、夢まち協議会の中に入ってですね、夢まち協議会を支援するということじゃなしに、あくまでもですね、活動はですね、基本的には、今、夢まちランドとして活動しています町社協のですね建物の中で地域の見守り、ニーズ調査、課題把握、佐川地区におけるあったかふれあいセンターの検討ということを1年かけてですね、やって、その中でいろんなことを検討した中で、例えばスタッフが何人要るとか、それからあったかの基本機能はどこまでやるのか、生活支援はどこまでやっていくのかというのをですね、来年1年かけてですね、探っていくということになります。

11 番（中村卓司君）

ということは、まだコーディネーター、臨時職員のところまでいかに、その手前の段階でやるということですね。

そこで、そのニーズ調査とか支援員とか、ニーズ調査はどなたがやるのか、支援員がやるのか、内容についてもう少しつっこんだお答えをいただけますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。ニーズ調査が誰がやるかというのはですね、集落支援員さんがやるようになります。先ほど言ったようにですね、集落支援員さんの配置場所としましては、今、夢まちランドさんが活動してます町社協のですね建物に配置をしてですね、そこへ来る方からの話であったり、そこを拠点にですね、地域のほうへ出向いて行ったりとか、それからですね、例えば自主防災組織の中へ行って話すとか、あるいは社協さんがつくってます防災隣組、防災サロン等へですね出向いて、いろんな既存のですね施設、会合等へ出て行ったりとかいう中でニーズを拾ってくるというようなイメージを持っています。以上です。

11 番（中村卓司君）

私のほうの勉強不足で申しわけございませんでしたが、この夢まちランドだけではないという支援員さんの中で、その中のニーズ調査も入っているという内容だったと思うんですが、そのことにつきましては、その夢まちランドさんほうからにも十分お話ができている上での話なんですよ。どうです。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。この集落支援員の配置についてということにつきましてはですね、この最初に、こういった形にしようかというなかで、三者で話したなかで、一応ですね、案をつくってます。ですので、この三者で当然共有できてるというふうには考えているところです。町健康福祉課、町の社協、佐川夢まち協議会との三者でですね、これは確認できてるというに思っています。

11 番（中村卓司君）

わかりました。いずれにしても、即そういう形にはなりにくいと思うんで、時間をかけないかんというふうに思っています。とは言ってもですね、最終的に夢まちランドさんがこれから発展していくためにはですね、コーディネーター、臨時職員という形がですねなければですね、継続できないというふうに認識、私しておりますので、ニーズ調査、集落支援員さんのことも含めて、そういうふうな発展していくことのゴールを見つめながら、現場とですね話し合いながらやっていただきたいと思いますので、そのことをつけ加えておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。承知しました。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。この3点についての質問は以上で終わらせていただきますけれども、最後につけ加えさせていただきますと、3点ともですね、これから堀見町長が、堀見町長だけということではないんですけども、時代に、事業をなされていた事業ですけども、これからますます発展していかなければならないというふうに思っております。

その発展することが日本一幸せな町ができるというふうになっていくというふうに思っております。こういった事業、町長の挨拶にもございました。それから皆さんの議会の質問の中でもお答え

の中にございました。一長一短、一日一夜だけではできないということで、少しずつ少しずつ力をつけ、積み重ねていって、やがてそういうのができるというふうに思っています。

私もですね、日本一幸せになるのが即できるとも思っておりませんけども、今から考えますと、町長が就任をされた5年前、ですね、そのことを今考えたら、何か違う風が佐川町にも吹いてきたなという思いがあります。さらにその5年たった、いわゆる10年後を振り返ったときに、もっと違う風が必ず吹いてくるというふうに確信をしております。そのためにですね、町長が議会での質問に、もっと上へ行くんじゃないかという質問に対しても、私は絶対行きませんと、言った覚えがありませんというような話もありましたので、佐川のためにですね、一生懸命頑張っていたきたい。また私もですね微力ながらそれを応援させていただきたいと思いますので、今後とも職員の皆さん、町長含めてですね、よろしく願いをしたいと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、11番、中村卓司君の一般質問を終わります。

15分休憩します。

休憩　　午前10時22分

再開　　午前10時38分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。引き続き4番、下川芳樹君の発言を許します。

4番（下川芳樹君）

4番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て3つの担当課に5つの質問を行います。通告の順番が前後しますが、課別にまとめて質問をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

また、今定例会で複数の議員の皆さんから、私と重複する内容の質問もありましたので、重複する内容の答弁については簡潔にお答えいただいて結構です。今議会定例会においても町政の質を問う者として、この質問席から発言をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いをいたします。

初めに、産業建設課に関する1番目の質問です。

佐川町上水道事業の今後の運営計画についてお伺いいたします。人口減少や水道管の老朽化、耐震化による布設がえ工事により、全国的に水道料金の高騰が心配されるとの報道があります。これは、人口減少による水道利用者の減少、既に埋設されている水道管が耐用年数を満了したことで老朽化し、管の腐食に伴う漏水や水質汚濁に対応するため、また地震災害への対策のため、全国的に同時期に更新が必要となった結果であるとの内容でした。

我が町においても同様の理由で利用者減少への対策や老朽化した水道管の布設がえ工事が行われているところです。12月4日の高知新聞には、いの町が来年4月より水道料金を30%引き上げる方針を決め、12月議会に町水道事業給水条例の改正案を提出したとの記事がありました。

いの町上下水道課によると、南海トラフ地震対策として、管路施設の耐震化、老朽管の取りかえなどを進めるなか、昨年度の水道事業会計は6年ぶりに約1,800万円の赤字を計上した。人口減で水需要は減少傾向にあり、町は今後も赤字が続くと試算し、水道料の改定を決めたとの内容でした。

いの町では、平均的な一般家庭、これは月20立方メートル使用ということですが、この料金を来年4月より月額1,825円から2,370円と引き上げるとのことです。そこで初めに、佐川町における現在の平均的な一般家庭の月額水道料金についてお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、水道料金の単価ということの御質問だと思いますが、平成27年にですね、調査をした結果を御説明させていただきます。

佐川町の水道の料金につきましては、23年度に料金を改定をさせてもらっておりまして、口径13ミリ、先ほど言いました20立方メートル当たり1,989円ということになっております。以上でございます。

4番（下川芳樹君）

平成27年度の単価ということで、平成23年度に改定をし、口径13ミリ、平均世帯の単価としては1,989円ということでお答えをいただきました。

それでは次に、今後予想される人口減少に伴う利用者数の減、ま

た老朽化や耐震対策による水道管布設がえ工事の予定などを踏まえた水道料金への影響について、お答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えをします。今後の事業の予定ということでございますので、まずは平成 28 年度に計画を見直しをさせてもらって、その計画に基づいて事業を進めております。

事業の主な内容としましては、先ほど下川議員がおっしゃられたとおり、基幹の管路の耐震化それから病院、避難所等への重要施設への配水管の更新を優先的にやっております、その他、平成 28 年から 20 年間の計画でございますけども、約、全体で 26 億円の事業費を見込んでおります。

この事業費を見込んで、さらに水道の今後の給水量の減も見込んだことを計画に反映させて、今後の水道使用量につきましては、昨日の御質問でもお答えをしましたけども、今後 20 年間の間にですね、20%程度の料金の改定を 2 回する予定でございます。1 回目が計画上は平成 32 年度、それから 2 回目が平成 42 年度ということで試算をしております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

今後の見通しとして、更新その他もろもろの事業費としては 26 億円計上が必要であるというふうなことで、20%程度の料金の引き上げ改定、これを平成 32 年度また平成 42 年度に計画をされているというふうなお答えでございました。

今現在の平均世帯の水道料金の金額っていうものは、県内の平均的な水道料と比較をしてどのあたりに位置するのか、もしおわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。佐川町の現在の水道料金でございますけども、先ほど言うた平成 27 年調査に基づきますと、まず、高知県というのは都道府県別に見ますと、水道料金が当時 3 番目に安いという水準でございました。県内で言いますと、佐川町 20 立方メートル当たり 1,989 円ですけども、平均単価で言いますと 2,195 円という調査をしております。平均単価より少し低いという単価でございます。以上です。

4 番（下川芳樹君）

高知県自体が全国的に言うと、3 番目に安いというふうな安い料

金において安全な水を供給してくださっているという状況です。平均よりはやや安いと。県内でも平均よりはやや安いと。今後その予測される平成 32 年度、またその 10 年後の平成 42 年度、これについては料金が 20% 上がってくるであろうというふうな予測であるということでございます。

報道によると、各自治体で行っている事業を広域連携する、また民間に委託をすることで経費節減につなげていくというような考え方もあるようです。12 月 5 日の高新では、自治体が水道事業の運営権を民間企業に委託するコンセッション方式の促進を盛り込んだ水道法改正法案が 4 日の参院厚生労働委員会で可決され、5 日の参院本会議で可決の見通し、6 日の衆院本会議で採決し成立させるとの政府の考え方が報道され、12 月 7 日付の新聞には、6 日に同改正案が衆議院本会議で可決成立したとのことございました。

基本的には、老朽化が進む水道事業の経営基盤の強化に向けて、自治体の広域連携を進めるための法改正ですが、野党からは海外で民営化が失敗した事例を踏まえ、民営化することにより料金高騰や水質悪化を招く恐れがあると反対をしております。

佐川町では将来、どのような水道事業を運営されていくのか、将来の展望も見据えてですね、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。今後の水道法の改正による影響でございますけれども、自治体がですね水道事業の認可や施設の所有権を持ったまま民間企業に運営権を委託できる、先ほど言われましたコンセッション方式の促進が水道法の改正に盛り込まれております。しかし、佐川町のようにですね、小規模や事業体では非常に採算が合いにくいということが考えられますので、単独でのコンセッション方式の導入は現実的ではないと、今考えております。

なお、水道事業の経営基盤強化に向けましては、高知県が主導のもと平成 28 年 11 月に水道広域連携検討会が発足しております。県下各事業体の経営状況の調査なども行いまして、本年度からは中央西保健所管内 6 市町村をモデル地域としまして部会を開催しております。

まだ現状把握の段階でもありますが、具体的に事業の統合や経費節減に向けて検討はしておりませんが、今後、連携できるとい

うような市町村がありましたら、そういった課題については協議をしていきたいと考えておりますが、佐川町の水道の会計としましては投資の試算と財源試算が、均衡させまして収支計画を立てながら健全に財政を維持するように、今後も努力をしまして、施設の耐震化も、取り組みを確実に実行もしていきたいと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

お答えいただきました内容としては、広域的な連携についての協議はあるが、今のところ佐川町は外部への発注とかそういうことは考えずに、健全運営の中で、町の責任において町の水道を運営していくということによろしいですかね。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。下川議員のおっしゃるとおり、現在のところ、コンセッション方式の導入は現実的ではないと考えておりますので、今やっている計画に基づいて事業を進めていきたいと考えております。

4 番（下川芳樹君）

安心をいたしました。水道は、地域の住民にとって命の水です。水がなくなってしまうと生活ができません。安全な水質の管理や災害時の対応など、利益を超えた対応を住民は望んでおります。ぜひ佐川町の水道事業を今後とも町民のために運営していただきますよう要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、2 番目の質問でございます。

自伐型林業の成果と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

佐川町が自伐型林業の取り組みを始めて 5 年余りが経過をいたします。これまでも自伐型林業への取り組みについては、地域おこし協力隊が行う集落営農と集落営林の取り組みについて、自伐型林業への副業の必要性について、自伐型林業による河川の防災施策について、自伐型林業の林地集約内容について、など、質問を行ってまいりました。

これもひとえに自伐型林業による産業おこしや地域おこし協力隊の皆さんの定住を進めている町の考え方に賛同し、よりよき取り組みになればとの考えからでございます。そのような中で、事業開始から 5 年が経過した今、時代が大きく変わるニュースが飛び込ん

でまいりました。

去る 11 月 11 日の高知新聞に、森林経営管理法の来春施行、の大きな見出し、その中に佐川町新法先取り、山の集約化先行の文字が躍っていたことです。

来年 4 月 1 日から施行される森林経営管理法は、国内の森林に、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなど人工林が現在大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、森林資源を循環的に利用していく時代に本格的に入ったが、森林の所有者は、小規模分散的で長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われていない。伐採した後には植林がされないという事態が発生している現状を鑑みて立法化されたと聞いております。

その内容は、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確化する。森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託する。再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が公的管理を実施する、というものです。

森林が適正に管理されるメリットも含まれた法律ですが、その一方で、森林所有者に、国の施策の失敗を押しつけ切り捨てる強権的な法であるとの意見も出ています。しかし、法が成立した以上は、これを善用することで、追い風になるというふうな見方もあります。

報道機関の調査では、県内の多くの市町村が法の施行に不安を感じる中で、我が町佐川町と大豊町においては不安はないとの回答をされています。不安のない理由は、先の新聞見出しにもあったように、佐川町新法先取り、山の集約化先行の文字が語っているものと思われまます。

そこで初めに、地域おこし協力隊を活用して自伐型林業に取り組んできた佐川町の成果についてお聞きします。町が考える新法の解釈と、これまでの取り組みがどのように生かされているのかお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。自伐型林業の件に関しましての御質問でございます。新しい森林経営管理法が施行されまして、先ほど下川議員おっしゃられたとおり、森林の所有者には適正に管理をする責務が明示

をされております。また市町村に対しましては、適切に管理がされていない森林につきましては、何らかの指導なり助言をするといった取り組みもございますが、今、佐川町は自伐型林業の取り組みとしまして平成 25 年度から勉強会をスタートしまして、担い手の育成、それから林地の集約、森林情報の整備、この 3 つの取り組みを柱として推進をしてまいりました。

担い手の育成につきましては、先ほど言われましたとおり地域おこし協力隊を雇用しまして林業の担い手として実施をしております。これまで 21 名の協力隊を雇用しまして、任期満了を含め 11 名が退任をしております。そのうち 5 名の方が町内に定住をされ、さらに 3 名の方が林業関係に今、従事をしておられます。

また林業研修を今、参加している 4 名が兼業として林業を始められておりまして、研修の参加によって自分の山を、林業をするという方もおられます。

今、管理法が施行される予定でございますけれども、佐川町としましては、今のこの 3 つの取り組みを継続をすることが重要であると考えておりまして、今後も続けていきますけれども、まず山林アンケートを今行っておりますけれども、これは法律でも求められております意向調査として実施をしていきます。

アンケートで町に維持管理を任せただけという場合につきましては、新しい法律の経営管理権というものは設定をせずにですね、今まで町がやってきました 20 年間の管理契約を締結をしまして、町独自に山をお預かりして経営管理をするように努めていく予定でございます。

またアンケートで、町の管理が必要ないと回答された場合の方につきましては、森林所有者の責務を説明をさせていただきまして、自分で委託による森林管理をしていただくようにして、放置林の解消にも努めていきたいと考えております。

新しい法律もできますが、今までやってきた取り組みを続けて、今後ともですね山林が適正に管理されるように進めていきたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

お答えをいただきました。今後の方向性なんですが、その新しくできた新法、税、そういうものを活用して、佐川町自体がどういう方向を目指していくのか、今まで取り組んできた山の取り組みという

ものが、山の持つ多面的な機能、それから資源としての活用、そういう部分で大きく脚光を浴びてくるっていうふうな時代を迎えたというふうに私は思っております。

特に、山林についてはこれまでも申してまいりましたが、防災とか農業のための治水力、そういう意味合いも含め、中山間、特に山村においては、その環境整備の面でもものすごく重要な役割を持っております。これは単に産業として経費のプラスマイナス、つまり収益性があるって儲けが上がるっていうふうなことで、儲けがないので切り捨てるっていうふうな、そういう事業ではないというふうに認識をしております。

今後、その収益性面においてもですね、継続っていうことを考えるならば、そこで働く皆さんがしっかり収益を上げられて、今後ともこの事業が継続をしていく、これが大変重要であろうかと考えます。では、その山の資源の出口の部分、これについてですね、やはりこの日本の中でも先進的な取り組みをしている佐川町が佐川町の色を出して出口の部分、バイオマスエネルギーであったり、循環エネルギーであったり、そういう出口の部分のですね利活用、これがお金になるような形での取り組みというものも、将来的にはしっかり考えていかなければならない、このように考えます。

今、まさに佐川町の小中学校、空調施設を導入しようというふうなことでの動きがございます。町内においては、まきストーブの設置、また農業用のボイラーの設置など、木質のエネルギーを使った取り組みも徐々にではありますが進んでます。そういうエネルギーにつながっていけるような出口についても検討していくということも大変重要ではないかというに考えますが、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。下川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず下川議員から、いろいろお話をいただきました。佐川町が先取りをしてということで、うれしく思います。私がこの自伐型林業に取り組もうというふうに思ったのはですね、佐川町内の山は圧倒的に民有林が多くあります。ただ個人の持つ民有林であっても、山林の資産というのは非常に公益性が高いものだというふうに思っております。ヨーロッパでは、山林の所有者に対して、しっかりと山を管理するようにということで、義務づけをして取り組みをして

るという国もあるというふうに聞いております。

下川議員おっしゃったように、多面的機能ということが求められております。手を入れてない山ですと、やはり災害に弱い山になりますし、山林はCO₂を固定化をして、我々人間含めて動物がですね生きていく上で必要な酸素もつくってくれております。そういう意味で、山林というのは公益性の高い資産ということで、ある程度税金も入れてしっかり整備をしていこうというのが国の今回の大きな転換だというふうに思っておりますので、佐川町は引き続きこの取り組みを継続をしてやっていくということになります。

出口につきましては、下川議員おっしゃるように、木製品、木工の加工品、またエネルギー利用という観点が考えられると思います。あとは当然建築物という利用も考えられます。

エネルギーにつきましては、今、バイオマス発電ということで発電が注目をされてる傾向があるかなあというふうに思っておりますが、やはり私は木材は熱と電気、両方とることが一番大切だというふうに思っております。エネルギーの変換効率を上げる利用を考えるとということで、地域分散型の小型のバイオマス高ジェネレーションシステムを少し研究をしたい。できれば佐川町でも取り組んでいきたいということを今、詰めておるところであります。

また、加茂の里におきましても、レーザーカッターがですね、導入をされておまして、地元でも木製品の加工を地域の振興にということで取り組んでおりますが、これらの取り組みを面的に広げていきたいなというふうに思っております。

ありがたいことに、佐川町が自伐型林業の取り組みをしているということで、家具の職人さんが佐川町で木工所を構えてですね仕事をしていただいたり、また、木のおもちゃをデザインをしてみずからつくられている方が佐川町に移住してくれたりとですね、また地域おこし協力隊のメンバーの中には、木で、地元で、佐川町でとれた木を使ってですね、お皿とかですね木製品を今つくって販売をしているという方もいらっしゃいます。

徐々にではありますが、確実に出口戦略として付加価値をつけた製品化というものが進んでおります。これと相まって、きょうの高知新聞でも記事が出ておりましたが、東京の三菱地所がですね、CLTを活用した高層マンションを木造でつくりたいという話もあります。

今、流れとしては確実に出口の戦略がですね、幅広く展開をされてきております。佐川町では佐川町に合った、身の丈に合ったですね出口戦略をしっかりと、これまでと同様に継続して検討して、進めたいというふうに考えております。一足飛びにはなかなかいきませんが、今、着実に出口戦略も前に向いて進んでいるという状況でありますので、また、御支援、御協力いただければというふうに思っております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

町長からは出口戦略、身の丈に合った出口戦略ということで、将来的な展望についてもお話を伺いました。今後ともですね、佐川町の強みを生かして、佐川町の自伐型林業が日本の森林施策をリードするような取り組みとなりますよう要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは3番目の質問になります。

町民課に関する質問です。12月6日の知事よりの加茂地区が産廃施設としての最有力候補というふうな公表を受けて、質問内容が少し変わりますことを御了承いただきたいと思います。

県内3カ所の新産業廃棄物処分場候補地における現地調査が終了いたしましたして、2回目となる地元説明会が各地域で開催され、3カ所とも適地であるとの報告がございました。

佐川町では、先の9月12日に長竹公民館、同月13日には横山公民館、18日には竹ノ倉公民館、19日には集落活動センター加茂の里において、現地調査後の2回目の加茂地区地元説明会が開催されました。1回目の地元説明会は、町文化センター1カ所での開催であり、地域の住民の皆さんより、2回目は近くで開催を、との要望があったことから、今回は、町及び県関係者の御理解をいただき高知に最も近く、影響の最も心配される長竹地区で3カ所の公民館に分散して説明会を開催することができたことは、大いに意義深いことだと感じておりました。

しかしながら、県からの説明内容は、最終候補地である須崎市、香南市、佐川町、3カ所について、いずれも最終処分場の整備に適した土地であることが確認されたとする現地調査の結果報告と、産廃施設へのアクセス道路の新設並びに道路改修計画、それに伴う地元への影響と経費、工事日数など、地区別に淡々と説明するにとどまり、これらの結果に基づく具体的な選定方法や今後のタイムスケ

ジュールなどについては、お答えをいただけない状況でございました。

参加された住民の皆さんからは、既に加茂地区に決定しているのではないかと、コスモス農協管内ばかり産廃施設を持ってきているとか、さまざまな御意見が出る中で、どの会場でも、もう少し具体的な内容説明がなければ、話が前へ進まないなどの意見があったことから、今回の説明会を踏まえて作成されたQアンドAの内容だけでは、今後の最終処分場の位置決定に向けた取り組みへの不安感のみが2回目の説明会以降ずっと住民の間では続いておりました。

このような状況の中で突然 12 月 6 日に開催された県議会において、知事から、加茂地区が最も有力な候補地であるとの表明があり、同日の午後に佐川町で行われた県幹部からの説明に対し、堀見町長からは、地形、地質並びに水、生活環境への影響、地震、津波リスクの観点から、同地区を最終候補地とする方向性に納得したとの報道がございました。

余りに突然の知事からの表明に、地元の住民の皆さんはとまどっています。まず初めに、12 月 6 日に県幹部から説明を受け、知事が公表した加茂地区を最も有力な候補地とする内容について、どのように理解され納得されたのか、町長のお考えを今一度お聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。3カ所のうち、調査結果を踏まえて、生活環境への影響、これは主には進入道路を新設をする場合についての比較で差が出たということ。また南海トラフ地震での津波の影響の有無、これを判断基準として科学的にですね、客観的に県のほうで佐川町加茂が最有力であるというふうに判断をされた、その判断につきましては尊重してですね、真摯に受けとめたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

次に 12 月 7 日に開催した佐川町議会定例会後の議員全員協議会において、県より、佐川町加茂地区が最終処分場の最有力地として決定した経過や、選定理由の説明を受けました。私は、この席上で、発表が急すぎる、もう少しクッションを置くべきではなかったのか、このような発表の仕方では住民が不信感を抱きかねない。ボタンのかけ違いが起こらないよう、これまでの経過について丁寧な説明を

してほしい旨、県の皆さんにお伝えをいたしました。

他の議員の皆さんからも、今後のスケジュールをある程度明らかにするべきである。施設は県内に必要。有力候補地となった以上、住民に理解を得られる努力を。議会も住民の意見を聞き、本格的に議論を深めていきたい。などの御意見がございました。

これらの意見に対し、県林業振興環境部の田所部長は、信頼を得ながら丁寧な説明に努める。候補地を1カ所に絞った後は、より詳細な個別具体的な検討ができると応じ、年内にも地元説明会を開催する方針を示すにとどまっております。

今後のタイムスケジュールをどのように決定していくのか。事業に関する町の住民窓口はどのようにするのか、県と協議して、施設の説明を進めていく町の考え方について、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先週金曜日の県の町議会への説明会の後、県と町執行部のほうで、町のほうで協議を行いまして、県からの要望もありまして、できるだけ早い時期に地元の皆さん、住民の皆さんに、この最有力となった選定の過程、結果も踏まえてですね説明をさせていただきたいと。また住民の皆さんの声もお聞きしたいということで、12月24日月曜日になります。まず1回目の説明会になります。これ、加茂地区の皆さんに対する説明会になりますが、健康福祉課センターかわせみで10時から開催する予定になっております。

2回目につきましては、12月26日、時間は夕方になります。18時だったと思いますが、もし時間が間違っていれば町民課長のほうから訂正をしていただきたいと思います。26日の夕方、集落活動センター加茂の里で説明会を行うということが決まりました。

今、地元の皆さんへ案内をする準備をしておりまして、もう、きょうあすじゅうには案内文書を送れる状況になってるというふうに説明を受けておりますが、いずれにしても、地元皆さんの中で、ちょっと急だよねというふうに思われてる方もいらっしゃると思いますので、そういう声も含めてですね、しっかり住民の皆さんの声を受けとめさせていただいて、説明会を開催するということが大切だというふうに思っております。

町としての担当窓口としましては、引き続き町民課が対応してい

くということになります。住民の皆さんから、もし何かお聞きになりたいこと、意見、提言も含めてですね、何か町に対して伝えたいということがありましたら、町民課が窓口となってお受けするということを決めておりますので、またぜひ、下川議員からも住民の皆さんにお伝えいただければというふうに考えております。

いずれにしても、担当は町民課ということにしましたが、私筆頭にですね、町としてしっかりと対応していくということが肝要だというふうに思っておりますので、住民の皆さんに不安を抱かせぬようにですね、丁寧に対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

町民課長（和田強君）

先ほど町長のほうから説明がございました地元の説明会の日程につきまして、再度説明させていただきます。

12月24日の10時のほうがですね、長竹地区、竹ノ倉地区、横山地区を中心とした説明会を健康福祉センターかわせみのほうで開催させていただくようになっておりまして、こちらのほうは送迎バスを御用意しましてかわせみのほうに御案内をする予定になっております。

続きまして、12月26日ですけれども。こちら6時30分から集落活動センター加茂の里のほうで、本村西地区、本村東地区、弘岡地区の方を中心に説明会をさせていただきます。

いずれにしても、この2会場とも日程等が合わない場合には、どちらのほうに参加していただいてもよろしいということで案内文をですね、本日、県のほうから各自治会長さんのほうにお届けして、自治会長さんのほうから全戸にですね、配布いただくような段取りになっております。以上です。

4番（下川芳樹君）

わかりました。今回の新聞報道、それからテレビ報道等を直接見てみると、決定するのは県である。事業主体である県が、その選定の方法であったり、適地の選定であったりっていうふうな部分については決定をするというふうなことなんですけど、町長の答弁といいますか、そのマスコミに載っているその頭の言葉だけを捉えとるとですね、すごくその県の進める事業に対して、賛成であるというふうな印象を強く受けるわけです。

今、これまでの議会の中での答弁された内容であったりとかいう

ふうなことを聞きますと、その表の言葉だけが一人歩きするんじゃないくて、それに伴う町長自身の考え方があろうと思います。県としては、最有力候補として加茂地区を選んだということになるんですが。

今後ですね、その説明会を進めていく中で、やはり、住民の民意っていうものを、どのように、町の、佐川町の長として、地域の住民に寄り添う、そういう立場の町長としてですね、その住民の民意というものをどのように考え、どのようなところで県の候補地に対する地域をぜひ、長としてですね、そこに建設をすることに対する意思表示をされるのか、ちょっと言い方がよくわからないんですが、その言っている意味はですね、御理解をいただきたいと。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しい質問であります。昨日、一般質問の中で、橋元議員からも施設の必要性は理解をするというお話がありました。多くの高知県の県民の皆さんは、この管理型の産業廃棄物最終処分場が現時点で全ての材料、資材がリサイクルできない現時点で高知県に必要なだということは、皆さん思われてるのではないかなあというふうに思います。

県のほうからの説明にもありましたが、ただ、できれば、うちの近く、私たちの近くに来てほしくないなあというのが人の本音というか本心ではないかなあというふうに思っております。それも十分理解をした上で高知県に必要な施設であるというなかで、最終候補地の3つに選定された時点で、私は佐川町の町長として、政治家として腹はくくりました。

もし、最有力で選ばれた時点で、私が声高にですね、反対だって言ってしまうと、34市町村全てに反対だって言っているんだということを印象を与えてしまうのではないかなあというふうに思いました。恐らく反対される住民の方もいらっしゃる。そのことは本当に心の底でですね思いました。受けとめなければいけないなあというふうに思いました。

できれば、高知県の皆さんがですね、全ての人が理解をしていただいて、全ての人が賛成をしていただく、そんな施設であつたらいいなあというふうに思っておりましたが、現実的にはなかなか難しいだろうなあという、思う中で、今回のこの施設は、決して迷惑施設ではありません。そのことをまずしっかりと県と足並みをそろえ

て住民の皆さんに説明をしていきたいというふうに考えております。

清掃センターしかり、この最終処分場しかり、どこにつくるという議論の中で、いつも迷惑施設のように扱われます。ただ、我々人間がですね、豊かに、幸せに生活をする中で、排出をしているこのごみの問題につきましては、やっぱりしっかりと真摯に向き合わなければいけないというふうに思っております。

その中でも地元の皆さんの不安の声、心配の声、これをしっかりと受けとめさせていただいて、丁寧に説明をして、ああそれならばわかったよと言っていただけのようにですね、もう努力をし続けるしかありません。それが私の思いであります。ぜひ、下川議員には御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

町長のお気持ちは今の答弁でよくわかりました。産業廃棄物の最終処分場建設、先ほど、町長言われたように、今の文明社会が続いていく限り、またそのごみのリサイクルが 100%できない以上、どこかに必要な施設である。これは十分認識をしておりますし、住民の皆さんも、説明の中で、その必要性については認識をされていると思います。

しかしながら、やはり、同じ来るなら、うちへ来ずにほかのところへできてもらいたいなあという気持ちは、多くの住民の皆さんが感じております。今後、話が進んでいく中で、デメリットばかりが前へ進んでいくのではなく、メリットについてもある程度その考えが持てるような、そういう説明の仕方っていうのも重要であろうかと思います。

双方勘案しながらですね、必要な施設、この施設が地域へ導入されたら、どういうふうな形で運営され、安全性が担保され、その上で、どういうふうな形で地域にメリットがあるのかっていうふうな部分をですね、やはり人間ですから、考えていかなければならない部分であろうというふうに考えます。

ぜひですね、そういう双方の部分で、しっかりした説明がいただけるような説明会を開催していただきますように、県のほうにもしっかりとお伝えいただければということを申し添えまして、この質問は終わります。

それでは 4 番目の質問に入ります。

健康福祉課に関する質問でございます。介護保険事業計画に基づ

く新たな施設建設の内容についてお尋ねをいたします。先に行われました町長からの行政報告でも触れられておりましたが、今一度お話を伺いたいと思います。

何か私が質問した内容が先に行政報告でどんどんと出てくるんで、後やりにくうてたまらんがですが、僕、別に情報をどっかからばくってきゆうわけでも何でもないですし、何か、町のほうが先取りして、先に説明しちよけというふうなことでもないと思いますので、この辺をあえてまた説明を、お聞きしたいと思います。

平成 30 年度から 32 年度までの 3 カ年の計画として佐川町高齢者福祉計画第 7 期介護保険事業計画が策定され、本年 4 月から運用も 8 カ月余りが経過をしております。

今回の計画には、今後、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者の増加も予測され、認知症高齢者の増加も予想される。また障害者の高齢化が進んでいることから、障害者制度と介護保険制度の一体的なサービス提供が可能となる共生型サービスの必要性が高まっている。本計画期間には、平成 30 年度に認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供できる事業者を募集し、小規模多機能型居宅介護については障害者の受け入れも可能な共生型サービスとして、平成 31 年度中の基盤整備を目指すとの内容が記されております。

これらの施設については、高齢者人口の増加に伴い、適切な介護保険サービスの提供を待ち望んでいる対象者はもとより、対象者の家族からも大いに期待が持たれている施設です。特に障害者の受け入れを可能とする共生型サービスの提供する施設については、早期の完成が望まれます。

そこで、計画に基づく新たな施設建設の内容と今後の建設計画について、行政報告に書かれていた内容を一步踏み込んでですね、お答えいただければと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

下川議員の御質問にお答えします。今期の佐川町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の整備につきまして、先ほど議員のほうからもありましたが、今後ですね、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者の増加が予想され、認知症高齢者の増加も予測されます。

また障害者の高齢化が進んでいることから、障害者制度と介護保険制度の一体的なサービス提供の必要性が高まっていることから、

認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護を整備するようにしております。

小規模多機能型居宅介護については、高齢者以外の障害児者の受け入れも本年度から法改正等により可能となりました共生型サービスとして平成 31 年度中の整備を目指すものです。

内容としましては、認知症対応型共同生活介護は、いわゆるグループホームと言われるもので、認知症になられた方が家庭的な環境で、できるだけ自立した日常生活が送れるよう必要なサービスを受けることができる施設で、2 ユニット、定員が 18 人の受け入れを計画しております。

小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に、必要に応じ訪問、泊まりのサービスを受けることができる施設として、登録定数 29 名の受け入れを計画しております。この施設につきましては、あわせて共生型サービスを実施し、障害児者の通いとして共生型生活介護、いわゆるデイサービスと障害児の共生型放課後デイサービス、これは重度心身障害児を除きますが、軽度、中度の放課後デイ、それと泊まりとしまして、共生型短期入所いわゆるショートステイを受け入れる高齢者と障害者がともに過ごすことができる施設というふうになります。

今までの選定の経過でございますが、この 2 つの施設を一体的に運営する地域密着型サービス事業者を 7 月 20 日に事業者募集説明会を開催しました。参加者はですね 7 事業者のほうから 13 名の方が出席をいただき開催をしました。その後公募したところですね、社会福祉法人佐川町社会福祉協議会 1 事業者から応募がありました。

10 月ですね、24 日に事業者選定委員会を開催し、書類審査及びプロポーザル審査を実施した結果、候補者として選定を行いました。さらに 11 月の 1 日開催の佐川町介護保険運営協議会で候補者としてふさわしいかを審議をした結果、満場一致でですね可決されましたので、保険者である町が事業者として決定をいたしました。

今後の予定につきましては、社会福祉法人佐川町社会福祉協議会が用地買収、造成、建物の実施設計を行い、施設整備を進めていく予定となっていますので、今後もですね社協のほうとは連携を図りよりよい施設ができるように取り組んでいます。

なお、施設ですね、開所のほうは 32 年 4 月を予定してるという

ところです。以上です。

4 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。10月の24日に町社協が選定をされたということで、今後は町の社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者にとって、寄り添う形としてすばらしい施設に育て上げていきますよう、行政の皆さんも積極的に関わっていただきたいと思います。

この質問は、これで終わります。

それでは5番目、最後の質問になります。

健康福祉課の機構改革について、お尋ねをいたします。この質問は、平成26年12月定例会で質問し、町長のほうから、1年から3年のうちには大きな機構改革も含めて手を打つべきであろうとの考えをいただきました。

その後、平成28年9月定例会では、前回の質問から1年9カ月余りが経過した中で、どのように検討がされたのかというふうな質問をさせていただきました。そのお答えは、課内で議論をした結果、現状のままでいくというふうなお答えでございました。

健康福祉課に関する業務は、佐川で暮らす全ての世代の対象となり、多種多様な福祉や健康づくり、高齢化社会に適応した介護施策など日増しに業務が増大しております。最後の質問から2年余りが経過した今、健康福祉課を担当する管理職の皆さん、職員の皆さんには、地域から、また職場から、新たな課題や要望が上がっているのではないかと推測をされます。

各係の業務内容のきめ細かな連携や総合的な福祉ビジョンの遂行など、課員全員で力を合わせて進めていかなければならない内容が多いことから、課内でのチームワークは欠かせません。私自身も課の業務を分散することでのメリットデメリットについては、外から見た状況でしか判断できず、課内での論議が最も重要であると考えます。

当時の質問から、担当課長や課員もかわり、業務内容においても変化があったことなどを考慮して、その後、健康福祉課の機構改革について、どのような考えを持たれているのか、直接、担当課長である田村課長よりお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。現在の健康福祉課は、5つの係で子供から高齢者、

障害児者、健康づくりなどの業務や公立保育所のほうも管轄しており、業務範囲も多岐にわたり、業務量のほうも多くなっています。

機構改革につきましては、下川議員からの提案もあり、町長よりですね、来年度、健康福祉課を2つの課に分ける案を考えるような指示がありまして、健康福祉課の内部で検討を進めてまいりました。

健康福祉課をですね2つにすることのメリットとデメリットを考えたときにですね、メリットとしては課がコンパクトになることで、管理職が課内の細かい業務まで目が届くことや、課内の意思統一や連携が図りやすくなることが考えられます。

一方ですね、デメリットとしましては、今まで1つの課に高齢者、障害者、子供等の係や専門職がいることで適切な支援やケース会、また日常の情報交換などを容易にできていたことが、2つの課になることで調整が必要であったり時間を要することが考えられます。

また、多くの自治体が高齢者、障害者、子供等の行政組織の窓口が異なり、縦割り行政になっていることがあり、制度の縦割りを超えてニーズを包括的に受けとめ支援するための体制づくりが求められています。

そうしたなか平成28年7月に、厚生労働省に「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現本部が設置され、公的支援のあり方を、縦割りからですね、丸ごとへ転換していくこと、我が事、丸ごとの地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、国全体として今、改革を進めているところです。これを受けまして、全国の先進地事例としましては、高齢者、障害者、子ども等、対象にかかわらず包括的な支援体制を構築する自治体が増えつつあります。

このようなことを踏まえて先日ですね、私のほうから町長のほうに、健康福祉課を2つにするのか、今まででいくのか、もう1年間検討させていただきたいことを伝え、了承をいただきましたので、もう少しですね、時間をかけて検討していきたいというに考えています。以上です。

4 番（下川芳樹君）

御説明の内容は十分にわかりました。今後1年間ということですので、しっかりとですね、内容について課内で論議をしていただきたいと思います。

福祉課の業務は本当に大変なんです、働きやすい環境が本当に大切です。そういう部分で、職員の皆さん同士の話し合いというも

のが最も重要であろうというふうに感じておりますので、大変な業務でございますが、しっかり、地域住民のために御活躍いただきたいと思います。

これをもちまして、私からの全ての質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、4番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時15分まで休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時15分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2番（宮崎知恵子君）

2番議員、宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

先日より議員の皆様から、同じような質問があったかとは思いますが、よろしく願いいたします。松浦議員と下川議員におきましても、地域おこし協力隊、自伐型のことについて詳しくお伺いすることができまして、私も大変勉強になりました。

それでは、一般質問させていただきます。

地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。来年4月から森林経営管理法が施行されます。地方自治体の中で佐川町はいち早く自伐型林業に取り組み、民間と協力、研究し、人工林の手入れを進め、林業従事者を増やし、全国から視察が入るほどになっておりますが、日本の林業不振の原因は、経営、生産管理にあると思います。

そこで、お伺いをいたします。地域協力隊の自伐型林業、発明ラボにかかわる年度ごとの支出金とその合計、すなわち旅費、負担金、燃料、自動車借り上げ料、消耗費、光熱水道費、電話代、インターネット・データ通信費、郵便・郵送料、備品費、自伐型林業推進業費、ウッドスタート委託料、人夫賃、地域おこし協力隊員給料、さかわ発明ラボ企画運営事業委託料、佐川ものづくり支援事業の補助金、

その他自伐型林業、発明ラボにかかわる経費、支出済みの額です。

また、佐川が請け負っております年度ごとの収入、自伐型林業が請け負って、民間及び企業、組織、団体から得た間伐材の収入や間伐雑木などのチップ売却収入、燃料、ペレットを売却した収入と、また発明ラボがつくった品物の売却、販売代金、一般の方が利用した際の備品機械等利用料金、発明ラボの稼いだ収入金額、また平成 26 年度より採用されている協力隊の年度別採用人数、支払った給料、また 3 年の採用期間終了後、何人が佐川町に残り、定住し、協力隊として学び習得した技術を用いて就労しているかをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからは、宮崎議員の地域おこし協力隊のですね、いくつか御質問がありましたけれども、全体的なことについて、まずお答えをさせていただきます。答弁が抜かりましたら、また改めて答弁をさせていただきます。

まず地域おこし協力隊のですね、毎年度の支出金のことについてお尋ねがあったと思いますけれども、役場ではですね、予算の管理、執行の管理といたしましては、地域おこし協力隊事業としてひとくくりで予算を管理しております。

その中で、地域おこし協力隊に係る経費として、国から地方交付税が毎年一人当たり 400 万円、人件費については 200 万円、その他活動費について 200 万円。そして自治体向けにですね、募集とかそういった事務費についても 200 万円の特別交付税。それから地域おこし協力隊を卒業して、また新たに企業を起こすための準備経費等として 100 万円ということで、国からの特別交付税の措置がございます。

その範囲の中で、全体としてですね、地域おこし協力隊事業として予算を組んで執行の管理をしておりますので、それぞれのですね自伐型林業、それから発明ラボ、それぞれごとのですね執行額というものについて現在ちょっと把握はしておりませんので、全体としてお話をさせていただきます。

平成 29 年度においてはですね、決算額として、地域おこし協力隊事業としては、1 億 1 千万円の支出額がございます。その主な内訳としては、隊員の、協力隊員の賃金に当たります報酬額、これが 5,100 万円。そして次に多いのが自伐型林業が活動するための公用車、それから自伐型林業に関しては作業用の重機、そういったもののリー

ス料、これが多くかかってございまして、金額としては 2,400 万円程度が大きい支出額になっております。その他ですね、研修の旅費であるとか、もちろんその活動のための消耗品費、それから地域おこし協力隊の先ほど申しました企業支援、これは平成 29 年度で 1 件 100 万円支出しております。そういったものを合わせまして 1 億 1 千万円の支出額となっております。

全てですね、先ほど申しました国からの地方交付税の金額の範囲内での支出ということで、町の持ち出しといいますか、それは決算上はないという形になっております。

次にですね、地域おこし協力隊の年度別の採用についてのお尋ねがあったと思います。地域おこし協力隊につきましては、本格的にですね、佐川町が取り入れて採用しているのは平成 26 年からになります。平成 26 年からの年度別の採用の人数を申し上げますと、平成 26 年度につきましては 7 名、それから平成 27 年度につきましては 8 名、平成 28 年度については 12 名、平成 29 年度は 11 名、平成 30 年度は 7 名と、現時点で 7 名と。合計して 45 名の、これまで平成 26 年度からの地域おこし協力隊を採用しています。

その中で、大きいのは自伐型林業が 21 名、トータルして、この 5 年間でトータルして 21 名。発明ラボに係りましては 8 名ということでございます。

それから、任期の終了後に定住のお話があったと思いますが、今のはですね、ことしの 12 月 1 日現在で任期満了、それから任期途中で隊員を卒業された方、18 名おります。その中で、定住、佐川町に定住している方は現時点で 8 名ということになっております。ただ、自伐型林業の卒業がですね、平成 29 年度から大きく伸びておりまして、平成 29 年と 30 年、ことしの 2 年間を見ても、卒業した隊員 11 名のうち 7 名が町内に在住という形になっておりますので、近年はですね、定住率が高いというふうに思われます。

その 8 名につきましても、自伐型林業であるとか、その隊員が持たれている資格等活用されてですね、仕事に従事をしておりますので、佐川町に貢献いただいているというふうに思っております。

それから、私のほうからは、発明ラボのですね、関係の収入のほうのお尋ねもあったと思いますが、さかわ発明ラボがですね請け負った金額、内訳でいいますと、発明ラボにですね置いている機器の貸し出し等の利用料、利用に関するもの、それからあと、商品ので

すね物販、それからものづくり関係のですね受注を受けたものというふうに、大きく分けて3種類ほどあると思います。

その中で、平成29年度の実績を申し上げますと、発明ラボの施設利用に関しては20万2千円、それからものの物販に関しましては10万と5千円ということで、合計して30万7千円の収入があります。平成30年度についてはですね、4月からこの10月までの集計をしてございますが、ラボの施設利用に関しては、18万6千円、物販に関しては12万円。ものづくりの受注がございまして、これが43万2千円ということで、合計して73万8千円程度ですかね、いう形になっております。

私のほうからは、回答、お答えとしてはそういうにさせていただきます。ちょっとまた抜かりがありましたら、よろしく願います。

産業建設課長（田村正和君）

宮崎議員の御質問にお答えをします。主なものは、チーム佐川のほうから御説明をしたとおりでございますけども、私のほうからはですね、自伐型の地域おこし協力隊員の方が、公務中ですけども、研修の場としております町有林から出した、搬出した木材の販売額について、ちょっと年度ごとに説明をさせていただきます。

平成26年度は1万2千円、平成27年度が約51万円、平成28年度が150万9千円、平成29年度は53万1千円となっております。今、整理をしている資料は以上のとおりでございます。

2番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。どうしてこういうことを聞くかといいますと、私も43年間喫茶経営をしておりますけれども、私は経営のことに全く頓着なくて経営をしてまいりまして、佐川町にこの1年間私が議員として学ばせていただきましたところで私が感じたところは、やっぱりこの収支っていうものがわかってなければ、国の経営も佐川町の経営も同じだと思います。また自分の経営も同じだということを本当に痛感して学ばせていただきまして、思いますのに、やっぱり地域交付税とか地方交付税とかそういうものに、もちろんもらうべきものは、必要なものは必要でありますけれども、できるならば、自力でできるところは町で、もう全ては、それは皆さんの税金から出されているものです。それは国にしろ、県にしろ、同じだと思います。

だから、地方税で全部賄っているからいいというような考えでは、私はものすごい、自分がこの1年間、自分の経営ももちろんそうでしたし、これはもう1回、皆さんが、どういうところにどういうお金を使って、収支はどうなっているのかっていうことがわからなければ、本当の意味で佐川町を盛り上げるとか、佐川町を活性化するとかいうところには至らないと思うんですね。

だから私は本当に佐川町がよくなっていたきたいという、たったこの一心だけで議員になった者なので、本当にいろんなことはわかりません。この1年間は本当に皆さんに御迷惑をかけたことが多いと思います。でも一生懸命私は本当に佐川町を愛するがゆえに、町長が言われたお題目のような言葉に私は本当に心からそう思って、議員として、じゃあ頑張ろうと思ってきたわけですし、こういうその私も本当にわからないところで、こういう細かい質問をしますけれども、こういうところが皆さんの中に落ちない限りはやっぱり、佐川町をよくしていこう、みんなで頑張ってやっていこうっていう思いは生まれないかとは思っています。

そこで、目的は、ただ単に採用し、研究させたり、技術を習得させたりするだけではなくて、採用期間終了後、佐川町に定住し習得した技術をもとに佐川町で仕事に従事し、もしくは起業し、収入を得ることだと思っています。

現在の協力隊事業は、採用し、研究等をさせているだけのように見えます。町は、採用した協力隊は終了後、地元で林業の仕事に従事できるよう、採用期間中に起業や就職の道の指導、準備等を行い、安定的な納税者となるべく支援していただき、その目的を職員と協力隊一緒になってしっかり認識し、仕事をしていただきたいと願うものであります。

これで地域おこし協力隊について、一般質問は終わらせていただきます。

続きまして、防災対策について、お伺いをいたします。

先月、議員研修会で益城町議会に熊本地震の防災教育の取り組みについて勉強させていただきました。益城町では、被災者台帳システムや避難運営マニュアルが導入されていなかったために、初動対応が2～3日機能しなかったということでした。その中で一番、被災に遭った方に寄り添い、精神的な支えが大事だということをお私は受けとめてきました。自主防災組織におきましては、

炊き出しに特化した婦人部防火クラブであったとお伺いしております。

そこでお伺いします。高吾北消防署に女性消防士はおいでますでしょうか。また女性消防団員はいるのでしょうか。いれば、その働きはどのようなものか、教えていただきたいと思います。

災害時の女性の優しさや細やかさは重要だと思いますし、地域での安否確認連絡網5人組、今はラインがありますのでラインであれば近所同士のつき合いが、つながりが強くなるのではないかと考えております。

以上、この点についてお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。まず、1点目の高吾北消防署に女性消防士はいるかという御質問にお答えさせていただきます。現在、高吾北消防本部で採用されている女性消防吏員のほうはおりません。女性消防吏員の採用についてでありますけれど、高吾北消防本部のほうでは、女性の活躍に向けまして、高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画というものを作成いたしまして、消防職についても女性を採用していく方針を定めております。平成31年度、1名の採用が内定しております。

次、2点目になります。女性消防団員はいるでしょうかという御質問にお答えさせていただきます。佐川町消防団の女性団員につきましては、佐川町消防団の定員、現在185名、現在の団員数が174人となっております。そのうち佐川分団に2名、斗賀野分団に1名の合計3名の方に在籍していただいております。

3つ目の女性消防隊員がいれば、その働きは、ということについての質問についてお答えさせていただきます。活動内容といたしましては、火事や風水害などの発災時の消防、水防活動はもとより、消防車両、機械器具の定期点検や地震や豪雨災害を想定した防災訓練での訓練に従事していただいております。

また災害時は特に、女性ならではの優しい声かけやきめ細やかな支援活動が、子供や高齢者、災害時の要支援者などさまざまな状況にある多様な住民へのサービス向上につながるというふうに考えております。

町のほうでは、今後、佐川町国土強靱化地域計画の実施事業といたしまして、女性防火クラブの組織化を支援する取り組みを行って

いく予定としております。女性の力を防災へ活用できる仕組みづくり、環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。今回、益城町に行かせていただきまして、私も、防災のことを勉強しなければという自覚が生まれまして、本当にありがたい機会をいただいたと思っております。

そこで、東日本大震災で生死を分けた事例が、とても私の中では気になりまして、ちょっと読み上げさせていただきますけれども。2011 年の 3 月の 11 日に、大川小学校の悲劇と題しまして、児童、教員合わせて 89 人中 84 人が死亡、生存率はわずか 6 %。それに対しまして、釜石市の奇跡ということで、小学生が 1,927 人、中学生が 994 名の中で、わずか 5 人の死亡で生存率が 99.8%という情報を得まして、これはどういうのが、この生死を分けた原因かなあっているのをちょっと調べてみましたところ、この大学の教授だったと思うんですけども、想定を信じるな、そして率先避難者となれ、最善を尽くせ、という教訓が私の目にとまったわけですけども。これは偶然ではなく、災害に対してきちっと学び、全力を尽くしたから助かったんだなあというふうに私は思いました。自助、共助の中、自分の命は自分で守るということの大切さを改めて実感いたしました。

続きまして、佐川高校に対して町が支援ができないだろうかという質問でございます。

先般、佐川高校の先生と出会いまして、生徒数の減少をとっても心配をされておりまして、活性化のために何か佐川町ができることはないだろうかねっていうお話の中で、2020 年文化祭典のインターハイが高知県であり、その案内役が佐川高校ということをお聞きしまして、この大きなチャンスを生かして全国に佐川高校を P R するのに、何か特別にこう、佐川町のオリジナルのあるものを提言してはどうでしょうかねっていうお話をさせていただきまして、佐川は地質学発祥の地と言われております地学や天文学がありますので、もっと掘り下げて、また成功事例のある講師をお招きして、人間形成学というようなものをつくってはどうかねっていうお話もさせていただきました。

その点について、佐川町としての取り組みは、どのようなものが

考えられますでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。私も、宮崎議員と同様に、佐川高校はですね、元気ある魅力ある学校になっていってくれればいいなあというふうに思っております。就任以来5年間の間で、佐川高校に何度もお伺いをさせていただきました。校長先生初め学校の先生方と、どうすれば佐川高校が魅力的な学校になるかということは、これまでかなり議論をしてまいりました。

佐川町単独としましても、できる範囲で、今まで支援もさせていただきました。天文学、地質学についても、地質学発祥の地と言われておりますし、天文学につきましては山崎先生、佐川町出身の山崎さんを検証しながらですね、天文学についても造詣を深めていこうという町内での動きもあります。これらの動きもまた参考にしながらですね、佐川高校がどのような高校であれば、魅力的な高校になるのかということを今後も一緒に考えていきたいというふうに考えております。

また佐川高校は、佐川町だけではなくて、隣の越知町、仁淀川町、また日高村からも子供たちがたくさん来ております。流域でですね、地域で一緒になって佐川高校の将来を考えていくということが必要かというふうに考えております。

先般、県知事との意見交換の中でも、高等学校の魅力化の話がありまして、私のほうからも、県の教育委員会に対してですね、ぜひ、この流域の町村と学校と、佐川高校と、あと県の教育委員会と一緒に膝を突き合わせて、高校の魅力づくり、元気づくりについて、意見交換を積極的にしたいということで提言をしてまいりまして、県のほうからは機会をつくりますという回答もいただいておりますので、今後も一生懸命、佐川高校の魅力づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、また御支援をお願いしたいというふうに思います。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

よくわかりました。私も、できる応援は一生懸命させていただきますと思いますので、使っていただければなと思っております。

続きまして、職員採用の点数について、でございますが、未来を創造する非認知能力を見きわめて、地域で頑張る若者やクラブ活動で

忍耐力の強い子供たちの採用をしてはいかがでしょうか、という質問でございますが、いかがでしょう。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。採用試験につきましては、教養試験などのほかに、面接時におきまして、先ほど宮崎議員が言われましたクラブ活動でありますとか、地域活性化に向けての取り組みであるとか、それぞれの応募してくれた、受験された方々が経験のほう、言われております。

面接時におきましては、そのような内容についての質問なども行うなどしまして、教養試験だけではわからない本人の自己認識、今言われました自信、やりぬく力、意欲、忍耐力、そのようなものを第一次試験の集団面接、そして第二次試験の個別面接を通じまして、把握できるように努めております。

そして面接に重点を置いた人物重視の試験を実施して採用のほうをさせていただきます。今後も同様に、実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

よくわかりました。ありがとうございます。以上をもちまして、この3点の質問をさせていただきます。終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を願います。

休憩します。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

受理番号 9 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号 9、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書、について、採択することに決定しました。

受理番号 10 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号 10、待機児童解消、保育士の処遇改善、保

育士の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める
陳情書について、採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、13日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後1時50分

